

国立大学法人大分大学教育研究評議会の評議員選考に関する規程

令和2年2月25日制定

令和2年規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学教育研究評議会規則（平成16年規則第4号。以下「規則」という。）第2条第2項の規定により、同条第1項第13号の評議員の選考に関し必要な事項を定める。

(学長が指名する職員の構成)

第2条 規則第2条第1項第13号に規定する学長が指名する職員の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各学部の教授 各1人
- (2) 学内共同教育研究施設又は保健管理センター（以下「学内共同教育研究施設等」という。）の教授 1人

(各学部の教授に係る選考手続)

第3条 前条第1号の評議員の選出に当たり、各学部長は、評議員としてふさわしい資質、能力等があると認める教授を1人選出の上、学長に推薦するものとする。

- 2 学長は、前項により推薦された者について、必要に応じ、学部長の意見を聴取し、評議員を指名するものとする。

(学内共同教育研究施設等の教授に係る選考手続)

第4条 第2条第2号の評議員の選出に当たり、学内共同教育研究施設等管理委員会の委員長は、学内共同教育研究施設等の教授のうち、評議員としてふさわしい資質、能力等があると認める教授を1人選出の上、学長に推薦するものとする。

- 2 学長は、前項により推薦された者について、必要に応じ、委員長の意見を聴取し、評議員を指名するものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、評議員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年2月25日から施行する。

附 則（令和3年規程第5号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和３年規程第２８号）

この規程は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第１８号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第３８号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和７年規程第３５号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。